**要　請　書**

２０１１年３月１７日

東京都知事　　　　　　　石原　慎太郎　殿

東京都教育委員会委員長　木村　孟　　　殿

東京都教育長　　　　　　大原　正行　　殿

３月１０日、東京高等裁判所第２民事部（大橋寛明裁判長）は、東京「日の丸・君が代」処分取消訴訟（１次訴訟・控訴人１６８名）（都立学校・２００３年度卒業式・２００４年度入学式処分取消請求事件）の判決において、一審東京地裁の判決（２００９年３月）を変更して懲戒処分取り消しを命じる画期的な判決を下した。

同判決は、「控訴人らの行為は個人的利益や快楽の実現を目的としたもの、職務怠慢、破廉恥行為などでなく、生徒に対し正しい教育を行いたいなど歴史観・世界観・信条・社会生活上の信念等に基づく真摯でやむにやまれぬ行為であった。」「『日の丸・君が代』について控訴人らと同様の歴史観・世界観を有する者は国民の中に少なからず存在し、控訴人らの歴史観等が独善的なものではない。」「控訴人らは卒業式を混乱させる意図を有しておらず、卒業式等が混乱した事実はない。他の事例と比べて処分量定が均衡を欠く。」などとして、貴教育委員会の１０・２３通達と同実施指針（２００３年）に基づく懲戒処分は裁量権の逸脱・濫用に当たり、違法であると判示した。

　貴教育委員会が、責任ある教育行政としての立場を自覚して、司法の判断を尊重して、卒業式・入学式などの実施に係わるこれまでの方針を見直すよう強く求め、以下要請する。

記

　１　東京高等裁判所第２民事部（大橋寛明裁判長）の判決を受け入れ、最高裁判所に上告しないこと。

２　１０・２３通達を撤回すること。

３　１０・２３通達に基づく全ての懲戒処分を撤回すること。

４　１０・２３通達に基づく新たな懲戒処分を行わないこと。

以上

２０１１年３月１７日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団

同　　　　　　　弁護団

＜連絡先＞　同会・同原告団事務局長　近藤　徹

　　　　　　同弁護団事務局長　雪竹　奈緒（旬報法律事務所）

＜回答期限＞　２０１１年３月２２日（火）　上記近藤まで文書で回答すること。